

第1章 特定非営利活動促進法の概要

1 法の趣旨

特定非営利活動促進法（以下「NPO法」といいます。）は、市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動を行う団体に対して、簡易・迅速な手続のもと広く法人格を付与すること等により、特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的として、平成10(1998)年3月に制定され、同年12月1日に施行された法律です。

法人格を取得することによって、契約の主体となったり、資産の保有等の財産管理ができるようになります。また、社会的認知が得やすくなるとともに、個人やグループで活動を行うよりも、社会に対する強い影響が期待できます。一方では、法人としての社会的義務や責任が発生します。

特定非営利活動法人の所轄庁

特定非営利活動法人（以下「NPO法人」といいます。）の所轄庁は、その団体の事務所の所在地によって決まります。

2つ以上の都道府県に事務所を設置する団体については、**内閣総理大臣**が所轄庁となります。

大阪府内のみに事務所（※）を設置する団体は、活動場所が大阪府外や海外であっても、所轄庁は**大阪府知事**となります。ただし、大阪府から事務処理の権限を移譲されている市町村のみに事務所を設置している団体については、その市町村長に対して申請等を行うこととなります。羽曳野市は、平成24年1月1日から事務処理の権限を移譲されていますので、**羽曳野市内のみに事務所を設置する法人**にかかる事務については、**羽曳野市長**に対して**設立認証の申請等を行う**こととなります。

大阪府から権限を移譲されている市町村

大阪市、堺市、岸和田市、池田市、茨木市、富田林市、河内長野市、箕面市、**羽曳野市**、摂津市、大阪狭山市、寝屋川市、泉大津市、松原市、阪南市、豊能町、能勢町、熊取町、岬町、太子町、河南町、忠岡町

※事務所とは

法人の事業活動の中心である一定の場所で、一般的には、責任者が所在し継続的に業務が行われる場所を指します。NPO法では、主たる事務所において、事業報告書等を備え置き、閲覧に供することを義務づけていますので、そのような対応が可能な体制を整備する必要があります。

○法人に関する事務手続きの窓口

- ・**羽曳野市の区域内のみに事務所を設置する法人**及びこのような法人の設立認証申請を行う場合の事務手続きの窓口は、**羽曳野市**になります。
- ・なお、大阪府から事務処理の権限の移譲を受けた市町村**以外**の府内の市町村の区域内のみ、あるいは府内で**複数**の市町村の区域に事務所を置く法人、またはこのような法人の設立認証申請を行う場合は、事務手続きの窓口は、**大阪府**になります。
- ・羽曳野市の区域内のみに事務所を設置する法人の申請等で、**平成23年12月31日以前**に大阪府が受け付けたものは、羽曳野市へ申請等が行われたものとして取り扱いますので、法人において特段の手続きを行っていただく必要はありません。

NPO法所轄庁 問い合わせ先

平成24（2012）年1月現在

■1つの大阪府内の市町村にのみに事務所がある場合

所轄庁	担当課名	電話番号
大阪市	市民局市民部政課市民活動グループ	06-6208-9864（直通）
堺市	市民人権局市民生活部市民協働課	072-228-7405（直通）
岸和田市	市民生活部自治振興課協働推進担当	072-423-9740（直通）
池田市	総合政策部地域分権・協働課	072-754-6641（直通）
泉大津市	市民産業部労働政策課	0725-23-8689（直通）
茨木市	市民生活部市民活動推進課	072-620-1604（直通）
富田林市	市民人権部市民協働課	0721-25-1000（内線473）
寝屋川市	人・ふれあい部市民活動振興室	072-824-1181（内線2279）
河内長野市	市民協働室	0721-53-1111（内線327・329）
松原市	総務部人権文化室	072-334-1550（内線2538）
箕面市	人権文化部文化・市民活動促進課	072-724-6179（直通）
羽曳野市	市民人権部市民協働ふれあい課	072-958-1111（内線1050）
摂津市	生活環境部市民活動支援課	06-4860-9300（直通）
大阪狭山市	政策調整室市民協働・生涯学習推進グループ	072-366-0011（内線241）
阪南市	総務部市民協働まちづくり振興課	072-471-5678（内線2318）
豊能町	生活福祉部住民人権課	072-739-3402（直通）
能勢町	総務部総合企画課企画係	072-734-3036（直通）
忠岡町	町長公室政策推進課	0725-22-1122（内線196）
熊取町	住民部にぎわい創造課協働推進グループ	072-452-6084（直通）
岬町	総務企画部企画政策課企画調整係	072-492-2775（直通）
太子町	総務部総務室総務政策グループ	0721-98-0300（内線301）
河南町	総合政策部秘書企画課	0721-93-2500（内線210・211）

■上記以外の大阪府内市町村に事務所がある場合の事務担当課及び連絡先

所轄庁	担当課名	電話番号
大阪府	民文化部男女参画・府民協働課 NPO グループ	06-6210-9320（直通）

■大阪府内の複数の市町村に事務所を置く場合の事務担当課及び連絡先

所轄庁	担当課名	電話番号
大阪府	民文化部男女参画・府民協働課 NPO グループ	06-6210-9320（直通）

2 NPO法人の要件

NPO法人は、羽曳野市長の認証を受け、法務局で登記することにより成立します。

NPO法人となるには、次の要件を満たす必要があります。これらの要件は、すべてNPO法に定められており、設立時の基本財産や過去の活動実績の有無などは、NPO法人の設立要件ではありません。

【目的に関すること】

(1) 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること

特定非営利活動とは、次の①と②の両方にあてはまる活動のことです。

① NPO法に定める20のいずれかの活動に該当する活動

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 観光の振興を図る活動
5. 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
7. 環境の保全を図る活動
8. 災害救援活動
9. 地域安全活動
10. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
11. 国際協力の活動
12. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
13. 子どもの健全育成を図る活動
14. 情報化社会の発展を図る活動
15. 科学技術の振興を図る活動
16. 経済活動の活性化を図る活動
17. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
18. 消費者の保護を図る活動
19. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
20. 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

② 不特定多数の利益（※）の増進に寄与することを目的とする活動

※不特定多数の利益とは

社会全般の利益を意味し、活動の受益者が特定されないこと、構成員相互の利益（共益）を目的とする活動ではないことをいいます。

(2) 営利を目的としないこと

「営利を目的としない」とは、特定非営利活動に係る事業を行うことで収益を得ることを禁止する規定ではなく、それによって得た収益を構成員（役員や社員）に分配してはならない、という規定です。したがって、収益が生じた場合は、次年度の活動のために繰り越すことになります。また、財産を構成員に還元することはできず、NPO法人を解散する際の残余財産の帰属先は、国・地方公共団体、又は定款で定める特定非営利活動法人・公益法人等に限定されています。

なお、NPO法人は特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、その他の事業を行うことがで

きます。その他の事業とは、特定非営利活動に係る事業、すなわち、NPO法人の目的を達成するために行う事業以外の事業をいい、その収益は特定非営利活動に充てるとされています。

したがって、NPO法人は、特定非営利活動に係る事業及びその他の事業のいずれにおいても収益を得ることができますが、それらは特定非営利活動のために使用することとなります。

(3) 宗教活動を主たる目的としないこと

「宗教活動」とは、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することをいいます。

(4) 政治上の主義の推進・支持・反対を主たる目的としないこと

「政治上の主義」とは、政治によって実現しようとする基本的な原理・原則のことをいいます。

(5) 特定の公職の候補者、公職者又は政党の推薦・支持・反対を目的としないこと

「特定の公職」とは、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議員及び長の職をいいます。

【社員に関すること】

(1) 社員が10人以上であること

「社員」は、法人の構成員であり、法人の最高意思決定機関である総会において議決権を持ち、法人の意思決定に参画します。多くのNPO法人では、正会員と呼称されています。

社員は個人又は法人、人格なき社団（いわゆる任意団体）のいずれでもよく、国籍、住所地等の制限はありません。

(2) 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと

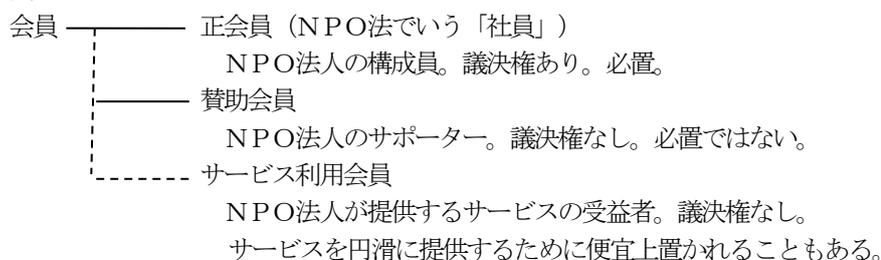
NPO法人は市民に開かれた団体であるべき、という観点から、社員の最も基本的な権利に関わる加入・脱退の自由を正当な理由なく制限することは禁止されており、NPO法人の設立趣旨や活動目的に賛同する一般の人・法人等の入会を妨げるような条件を設定することはできません。

但し、活動目的、事業計画等に照らして、合理的な理由がある場合は「不当な条件」となりませんが、定款や組織、事業計画等から個別に判断することになります。

社員と会員の違いって…？

「社員」とは、日常的に使われる「従業員や職員またはスタッフ」のことではなく、NPO法人の「構成員」のことをいい、NPO法上、10人以上でNPO法人が設立できることとされています。

一方、「会員」にはNPO法上の位置づけはありませんが、多くのNPO法人が定款で会員を置くこととし、その種別を定めています。「社員」は「正会員」と呼称されることが多く、ほかに、NPO法人のサポーターとして賛助会員を置いているNPO法人も多く見受けられます。また、NPO法人によっては、サービスの円滑な提供という目的から、受益者を「サービス利用会員」と呼称している例もあります。



【役員に関すること】

(1) 理事3人以上、監事1人以上であること

役員には、理事と監事が必要です。

理事は、それぞれが、NPO法人の執行機関として、NPO法人の業務を代表します。但し、定款により代表権を制限することができます。

監事は、理事の業務、NPO法人の財産の状況について監査します。

監事は、理事又はNPO法人の職員を兼ねることはできません。

(2) 次に掲げる欠格事由に該当しないこと

- ・成年被後見人
- ・被保佐人
- ・破産者で復権を得ないもの
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ・NPO法又は暴対法等(*)により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ・暴力団の構成員等(*)
- ・NPO法第43条の規定により設立認証を取り消された法人の解散時の役員で、取消の日から2年を経過しない者

*暴対法等:暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、刑法第204条(傷害)、206条(現場助勢)、208条(暴行)、208条の3(凶器準備集合及び結集)、222条(脅迫)、247条(背任)、暴力行為等処罰に関する法律

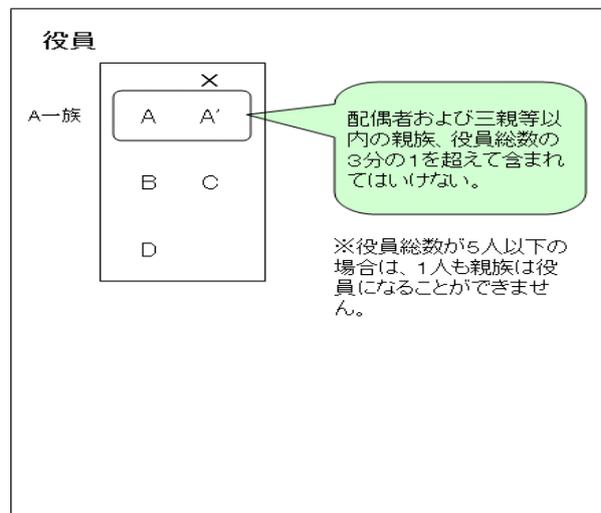
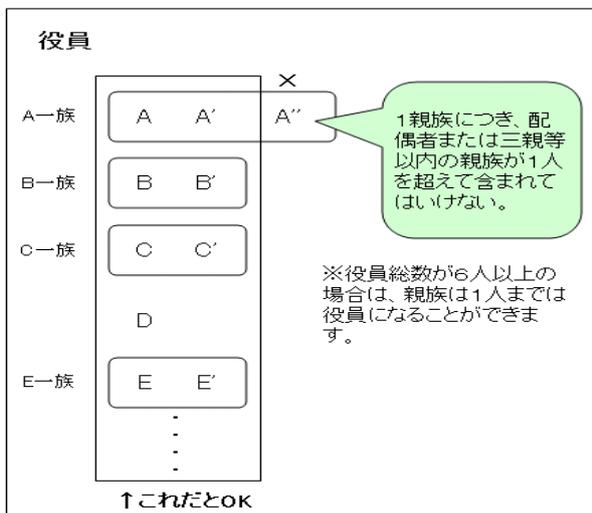
*暴力団の構成員等:暴力団の構成員の他に、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。

(3) 親族等の制限規定に違反しないこと

- ・それぞれの役員について、配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれないこと
- ・それぞれの役員とその配偶者及び三親等以内の親族が、役員総数の3分の1を超えて含まれないこと

従って、

- ① 役員総数が6人以上の場合は、親族は1人までは役員になることができます。
- ② 役員総数が5人以下の場合は、1人も親族は役員になることはできません。



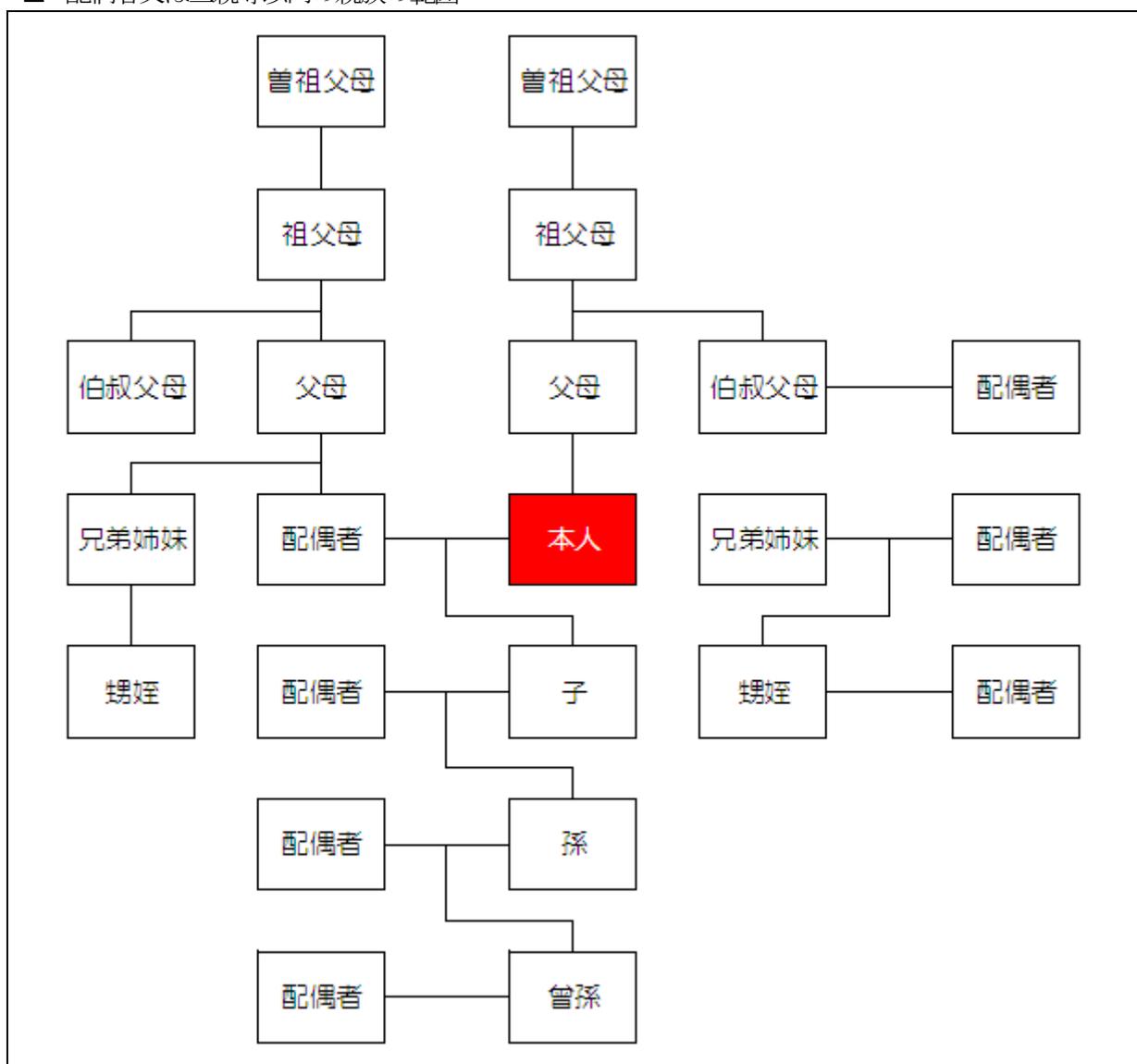
(4) 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること

報酬とは、役員職務執行の対価として支払われる財産上の利益（金銭、物品等）であり、NPO法人の職員の労働の対価としての賃金又は給与（金銭、物品等）を支払う場合は、この報酬には当たりません。

〔その他〕

- ・次に掲げる団体に該当しないものであること。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。）
 - ② 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体

■ 配偶者又は三親等以内の親族の範囲



3 NPO法人の運営

NPO法人は、NPO法やその他の法令、定款の定めに従って活動しなければなりません。特に次の点に留意のうえ運営することが必要です。

(1) 活動の原則

NPO法人は、特定の個人・法人その他の団体の利益を目的として事業を行ってはなりません。また、NPO法人を特定の政党のために利用してはなりません。

(2) 総会の開催

NPO法人の事務は、定款で理事等の役員に委任しているもの以外は、総会の決議に基づいて行います。

通常総会は少なくとも毎年1回開催しなければなりません。

理事が必要であると認めるときや社員総数の5分の1以上（定款で増減可能）から請求があったときは、臨時総会を開催することができます。

(3) 役員の役割

NPO法人には、理事3人以上、監事1人以上をおかなければなりません。理事はNPO法人を代表し、定款に特別の定めのないときは、その過半数をもって業務を決定します。

・理事の職務

理事は、それぞれが、NPO法人の執行機関としてNPO法人を代表します。

定款の中で、「理事長のみに代表権を持たせる」と規定するなど、他の理事の代表権が制限されている場合は、その範囲において権限を有しますが、善意の第三者（当事者間に存在する特定の事情を知らない第三者のこと）に対抗することはできません。

① 仮理事、特別代理人の選任

理事が欠けたとき、それによって損害が生ずるおそれのある場合は、利害関係人からの請求により、大阪府知事が仮理事を選任します。

また、NPO法人と理事の利益が相反する場合は、その理事は代表権を持ちません。利害関係人からの請求により、大阪府知事が特別代理人を選任します。

② 不法行為責任

理事がその職務を行うにつき、故意又は過失によって他人の権利を侵害した場合で、これによって他人に損害を与えた場合は、NPO法人が損害賠償の責任を負います。但し、NPO法人の目的の範囲外の行為によって、他人に損害を与えたときは、その事項の議決に賛成した社員、理事及びこれを履行した理事が連帯して賠償の責任を負います。

③ 解散したとき

NPO法人が解散したとき（破産手続開始の決定による解散以外の場合）は、理事が清算人となります。（定款に別の定めがあるとき、又は総会で理事以外の人を選任したときを除く）

④ 罰則の適用

NPO法人が、NPO法に違反したときは、罰則が適用され、理事（又は監事・清算人）は、罰金又は過料に処せられます。

・監事の職務

監事は、次の職務を行います。

① 理事の業務執行の状況を監査すること

- ② NPO法人の財産の状況を監査すること
- ③ 前2号の規定による監査の結果、このNPO法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は大阪府知事に報告すること
- ④ 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること
- ⑤ 理事の業務執行の状況又はNPO法人の財産の状況について、理事に意見を述べること
- ⑥ その他、定款に定める事項

監事は、法人の業務のチェック機関ですので、業務を執行する理事又はNPO法人の職員を兼ねることはできません。

(4) 事業報告書等の情報公開

NPO法人は、毎事業年度初めの3ヶ月以内に、前事業年度に係る次の書類を作成して主たる事務所に備え置き、社員その他の利害関係人から請求があった場合は、正当な理由がある場合を除いて、閲覧させなければなりません（設立又は合併直後の法人は①から④の書類に代えて財産目録）。

- ① 事業報告書
- ② 財産目録
- ③ 貸借対照表
- ④ 収支計算書
- ⑤ 役員名簿（報酬の有無も記載）
- ⑥ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面
- ⑦ 定款
- ⑧ 認証に関する書類の写し
- ⑨ 登記に関する書類の写し

(5) 羽曳野市長への年次報告

毎事業年度終了後3ヶ月以内に上記(4)に掲げる書類を羽曳野市長に提出しなければなりません。

ただし、上記(4) ⑦定款、⑧認証に関する書類の写しについては、当該年度中に変更があったものに限り、また、⑨登記に関する書類の写しについては、定款変更に伴い、変更があったものに限り、

羽曳野市長は、NPO法人から提出を受けた書類（過去3年分）を市民等の閲覧に供します。

事業報告書等のインターネット上での情報提供について…

大阪府では、府内に事務所があるNPO法人の事業報告書等をインターネット上で情報提供しています。これは、NPO法人の運営の健全性は、所轄庁の監督によってではなく、その運営が市民の緩やかな監視のもとに置かれることによって担保されるものである、というNPO法の趣旨に沿って行っているものです。

羽曳野市のみに事務所を設置する法人についても、大阪NPO情報ネットで情報提供していますのでご利用ください。

大阪NPO情報ネット

<http://www.onp.or.jp/>

(6) その他の事業

NPO法人は、特定非営利活動に係る事業（本来事業）に支障がない限り、その収益を本来事業に充てるための収益を目的とする事業や、社員のみを対象とした互助的な事業など、その他の事業を定款で定めた場合に限り行うことができます。

なお、その他の事業は、本来事業に支障がない限り行うことができるものであり、収支が赤字となることが想定されるような事業は行うことができません。また、その他の事業の事業規模が本来事業の事業規模より大きかったり、あるいは、本来事業と相反する事業を行ったりすることは、特定非営利活動を行うことを目的として設立された法人として認められません。

また、その他の事業に関する会計は、本来事業に係る会計から区分し経理することとされています。

(7) 会計の原則

NPO法人の会計は次の原則に従って行わなければなりません。

- ・ 会計簿は正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること
- ・ 財産目録・貸借対照表・収支計算書は、会計簿に基づき、収支・財産状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること
- ・ 採用する会計処理の基準及び手続は毎年継続して適用し、みだりに変更しないこと

(8) 税法上の扱い

特定非営利活動に係る事業、その他の事業の区別にかかわらず、法人税法に規定された34業種に該当する事業は収益事業とみなされ、課税の対象となります。詳細については、税務署、お近くの府税事務所等にご相談下さい。

税法上の収益事業（法人税法第2条第13号、法人税法施行令第5条第1項）

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、一定の技芸教授業、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供等を行う事業、労働者派遣業

〔認定NPO法人制度〕

NPO法人のうち、運営組織及び事業活動が適正であること並びに公益の増進に資することについて一定の要件を満たすとして、国税庁長官の認定を受けることにより認定NPO法人とすることができます。この認定NPO法人に寄附をした者については、所得税・法人税・相続税の特例措置があります。また、認定NPO法人自身についてもみなし寄附金制度が適用されます。詳しくは、国税局（又は税務署）にお尋ねください。

(1) 税の優遇措置

① 認定NPO法人に寄附した者に対する税の優遇措置

ア 個人が寄附する場合

個人が認定NPO法人に寄附をした場合、所得税（国税）の計算において、寄附金の額（※）から2,000円を差し引いた額が所得金額から控除されます。

※ 国又は地方公共団体、特定公益増進法人等に対する寄附金を含む（ただし、所得金額の40%が上限）

イ 法人が寄附する場合

法人税（国税）等の計算において、認定NPO法人に対する寄附金（※）は、一般寄附金の損金算入限度額とは別枠の「特別損金算入限度額（特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額）」が設けられています。

※ 特定公益増進法人等に対する寄附金を含む

- ・ 一般寄附金の損金算入限度額
普通法人の場合、 $(\text{資本金} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times 1/2$
- ・ 特別損金算入限度額
普通法人の場合、 $(\text{資本金} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 5\%) \times 1/2$

（注） 地方税（法人住民税法人税割・法人事業税）も同様の取扱いです

ウ 相続又は遺贈により財産を取得した者が相続財産を寄附する場合

相続税（国税）の計算において、認定NPO法人に対し寄附をした相続財産は、相続税の課税対象から除外されます

② 認定NPO法人自身に対する税制上の措置

- ・ みなし寄附金制度の適用
収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために支出した金額については、その収益事業に係る寄附金の額とみなし、一定の範囲内で（※）損金算入できます。
※ 所得金額の20%相当額まで

(2) 有効期間

認定の有効期間は、国税庁長官の定める日から5年間

(3) 相談窓口

大阪国税局 課税第二部 法人課税課審査企画係（Tel. 06-6941-5331）

(9) 羽曳野市長による監督

① 報告徴収・検査

NPO法人が法令や法令に基づく行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認める相当な理由があるときは、羽曳野市長は、NPO法人の業務又は財産の状況に関し、報告をさせ、又はその職員に検査をさせることができます。

② 改善命令

羽曳野市長は、次の事項が認められる場合は、NPO法人に対して、その改善のために必要な措置を取るよう命ずることができます。

- ・ NPO法第12条第1項第2～4号に規定する法人の要件を欠くとき
- ・ 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反するとき
- ・ その運営が著しく適正を欠くとき

③ 設立認証の取消し

羽曳野市長は、次の場合には行政手続法に定める聴聞手続を経て、NPO法人の設立の認証を取り消すことができます。

- ・ NPO法人が改善命令に違反し、他の方法により監督の目的を達することができないとき
- ・ 3年以上にわたって事業報告書等の提出を行わないとき
- ・ NPO法人が法令に違反した場合において、改善命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないとき

(10) 罰則規定

改善命令に違反した場合は、50万円以下の罰金に処せられるほか、登記することを怠ったときや、各種届出義務、事業報告書等の作成・備置き・提出義務等に違反したとき、虚偽の事業報告書の提出、検査忌避を行ったときには、20万円以下の過料に処せられることがあります。

罰 則

- (1) 50万円以下の罰金（NPO法第47条及び48条）
 - ・改善命令違反
- (2) 20万円以下の過料（NPO法第49条）
 - ・登記義務違反
 - ・財産目録の作成・備え置き義務違反
 - ・役員の変更の届出義務違反及び軽微な事項に係る定款変更の届出義務違反
 - ・事業報告書等の主たる事務所への備え置き義務違反
 - ・事業報告書等の羽曳野市長への提出義務違反
 - ・合併時の財産目録、貸借対照表の作成・備え置き義務違反
 - ・合併時の債権者に対する公告・催告義務違反、及び異議を述べた債権者に対する弁済等義務違反
 - ・理事又は清算人の破産手続開始の申立て義務違反
 - ・清算人の債権者に対する債権申出の公告義務違反及び清算人の破産手続開始の申立てに関する公告義務違反
 - ・羽曳野市長の報告徴収、立入検査に対する虚偽報告、検査忌避等
- (3) 10万円以下の過料（NPO法第50条）
 - ・特定非営利活動法人の名称使用制限違反